

議会だより

No.200

編集：議会広報特別委員会

令和元年 第2回臨時会(5月2日)

5月2日に開催され、選挙4件、同意2件が提出され原案のとおり決定しました。

町長行政報告がありました。1件について、概要報告致します。

町長行政報告

○「産業貢献章授与」について
4月3日、下幌加内、徳重隆様(農業58歳)が逝去されました。

故人は産業貢献章表彰規定に基づく選考基準を満たしており、内規により「故人に対する表彰は急を要するため、選考審議会会長と協議し、審議会委員の了解を得ることとし会議は省略して表彰できるもの」の規定に基づき審議員の方々に了解を得、被表彰者として決定され、4月6日執り行われた告別式の会場にて、ご遺族に対し授与を行った。

同意

○監査委員の選任

菊地勝美氏を識見の監査委員として任命する案に同意した。
任期↓令和元年5月27日から令和5年5月26日まで
稲見隆浩氏を議員選出の監査委員として任命する案に同意した。
任期↓令和元年5月2日から令和5年4月30日まで

令和元年 第3回臨時会(5月30日)

5月30日に開催され、議案7件、承認3件、同意1件が提出され原案のとおり決定しました。

専決処分

○平成30年度幌加内町一般会計補正予算(第11号)

○簡易水道事業特別会計において消費税及び地方消費税にかかる中間申告及び納付が平成31年3月31日までであったため、49万円を補正。

○平成30年度幌加内町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)

○消費税及び地方消費税にかかる中間申告並びに納付が、平成31年3月31日までであり、納期を過ぎると延滞金が発生するため49万円を補正。

○平成30年度幌加内町一般会計補正予算(第12号)

○3月定例会において、町民保養センター「ルオント」増改築工事4億141万1000円を追加補正したが、その後、実施

契約の締結

設計をおこなった結果、増額となったため1453万2000円を補正。

○工事請負契約の締結

○幌加内町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設機械設備工事による契約
契約金↓3億3550万円
契約の相手方↓共和化工株式会社札幌支店

工期↓令和3年11月30日まで

○幌加内町民保養センター「ルオント」増改築建築主体工事
契約金↓1億2760万円
契約の相手方↓三津橋建設株式会社

工期↓令和2年3月16日まで

○幌加内町民保養センター「ルオント」増改築電気設備工事
契約金↓5170万円



契約の相手方↓東邦電気株式会社

工期↓令和2年3月16日まで

○幌加内町民保養センター「ルオント」増改築機械設備工事

契約金↓2億2660万円

契約の相手方↓弘友設備工業株式会社

株式会社幌加内営業所

工期↓令和2年3月16日まで

○幌加内町民プール建設建築主

体工事

契約金↓1億7820万円

契約の相手方↓三津橋建設株式会社

工期↓令和元年12月25日まで

○町道の除雪作業等に使用しているドーザーを購入

除雪ドーザー 1台

契約の相手方↓北海道川崎建機株式会社旭川支店

契約金↓2570万4000円

納期↓令和元年9月30日まで

補正予算

○令和元年度幌加内町一般会計補正予算(第1号)

森林整備事業委託料、I P告知システム更新業務委託料、橋梁補修工事、下幌加内線道路改良工事、東三条線側溝改修工事、幌加内高等学校屋内体育館天井耐震改修工事等の増加により、総額42億505万2000円とした。

町長行政報告がありました。2件について、概要報告致します。

町長行政報告

○「平成30年度決算」について
一般会計、「歳入総額39億1067万4000円」、「歳出総額37億8414万4000円」。平成30年度から令和元年度への繰越明許費にかかる「一般財源2958万4000円」を除いた「歳計剰余金9694万6000円」を令和元年度会計へ繰越処分した。

国民健康保険特別会計、「歳入総額2億818万8000円」、「歳出総額2億877万7000円」。「歳計剰余金4万1000円」を令和元年度会計へ繰越処分した。

奨学資金特別会計、歳入総額293万3000円に対し、歳出総額も同額の決算。

簡易水道事業特別会計、歳入総額7825万1000円に対し、歳出総額も同額の決算。

下水道事業特別会計、歳入総額7557万8000円に対し、歳出総額も同額の決算。

特定公共賃貸住宅家賃の算定誤りについて
平成28年度から平成30年度までの3カ年間の家賃に徴収過多があることが判明した。

要因は、平成21年4月1日より特定優良賃貸住宅の供給促進に関する法律施行規則等の一部が改正され、入居収入基準及び家賃算定基礎額が見直された。

この改正において、平成21年3月31日以前に入居している方は旧家賃算定基礎額を用いて家賃を算定し、4月1日以降に入居した方は、新家賃算定基礎額を用いて算定することになった。しかし、平成27年度に更新した住宅管理システムでは、旧家賃算定基礎額が反映されないシステムのため、新・旧の家賃算定基礎額で算定した家賃の差額を手動で補正しなければならなかったが、平成28年度以降、

令和元年 第2回定例会(6月20日)

6月20日に開催され、議案18件、諮問1件、報告2件、承認4件、同意1件が提出され、原案のとおり決定しました。一般質問では4名が登壇し、5件について質問を行いました。

物品の取得

○副町長の選任
大野克彦氏を副町長として選任する案に同意した。

任期↓令和元年5月30日から令和5年5月29日

留意

同

同

同



その差額の補正を行っていない
かった。

算定誤りによる還付金等の内
訳について、平成28年度分で6
件、還付額41万6400円、還
付加算金額4800円。平成29
年度分で3件、還付額22万80
0円、還付加算金額1200
円。平成30年度分で1件、還付
額8万7600円、還付加算金
なし、となっている。平成30年
度分については、既に納入者に
返還しているが、平成28年度、
29年度の過年度分については、
今後、返還をおこなっていく。

関係職員の処分について、去
る6月11日付で処分をした。

本件については、職員の「故
意」あるいは「明らかな過失及
び不適切行為」並びに「職務怠
慢」等の、いずれにも該当せ
ず、地方公務員法第29条による
懲戒処分には該当しないものと
判断したが、制度の理解と事務
処理に瑕疵があったことは事実
であり、また、平成16年から平
成26年までの町営住宅等の家賃
算定誤りが一昨年発覚し、対応処
理している時期とも重なり、公
の組織としての責任は否めない
ものであり、当時担当していた
職員を訓告、課長を管理監督責

任とし嚴重注意とした。

関係者の皆様にご迷惑をおか
けしたことを深くお詫び申し上
げるとともに、再発防止に向
け、緊張感を持って業務に取り
組むよう一層の喚起を行う。

同 意

○固定資産評価審査委員会委員
の選任

○高山友樹氏を委員として選任
する案に同意した。

任期↓令和元6月27日から令
和4年6月26日まで

諮 問

○人権擁護委員の推薦

○山口久美子氏に決定した

任期↓令和元年10月1日から
令和4年9月30日まで

繰越計算書

○平成30年度幌加内町一般会計
補正予算(第10号)、(第12号)

○担い手確保・経営強化支援事
業671万2000円を未収入
特定財源として、道支出金67
1万2000円を令和元年度へ
繰越した。

○道営幌加内中部地区経営体育
成基盤整備事業3063万60
00円を未収入特定財源とし
て、分担金2432万4000
円、地方債460万円、一般財
源8万9000円を令和元年度
へ繰越した。

○道営幌加内東部地区経営体育
成基盤整備事業1182万30
00円を収入特定財源として、
分担金968万7000円、地
方債50万円、一般財源6万30
00円を令和元年度へ繰越し
た。

○町民保養センター増改築整備
事業4億2394万4000円
を収入特定財源として、国庫補
助金1億9996万8000
円、地方債1億9890万円、
一般財源2507万6000円
を令和元年度へ繰越した。

○深川地区消防組合負担金事業
1億5973万円を、一般財源
435万6000円として令和
元年度へ繰越した。

専決処分

○幌加内町税条例の一部を改正
する条例

地方税法の一部を改正する法
律、地方税法施行令等の一部を

改正する政令、地方税法施行規
則、自動車重量譲与税法施行規
則の一部を改正する省令及び地
方税法施行規則等の一部を改正
する省令が平成31年3月29日に
公布されたことによる改正。

○平成30年度幌加内町一般会計
補正予算(第13号)

主に、まちづくりふるさと広
援基金及び医薬材料費、道路維
持除雪運転手賃金、高等学校生
徒下宿等補助金、事業確定によ
る不要額の整理や財源不足を補
う基金の取り崩しとする補正。

○平成30年度幌加内町国民健康
保険特別会計補正予算(第5
号)

一般会計からの繰入金額の確
定による補正。

○平成30年度幌加内町奨学資金
特別会計補正予算(第1号)

貸付金及び返還金確定による
補正。

条例改正

○幌加内町税条例の一部を改正
する条例

地方税法の一部を改正する法
律、地方税法施行令等の一部を
改正する政令、地方税法施行規
則、自動車重量譲与税法施行規

則の一部を改正する省令及び地
方税法施行規則等の一部を改正
する省令が平成31年3月29日に
公布されたことによる改正。

○幌加内町国民健康保険税条例
の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する
法律、地方税法施行例の一部を
改正する政令が平成31年3月29
日交付されたことによる改正。
また、国民健康保険特別会計
予算措置に対して税率、税額の
改正。

国民健康保険税試算比較

	一世帯当たりの負担額		一人当たりの負担額	
	平成31年度	対前年比	平成31年度	対前年比
医療分	119,213円	105.91%	66,026円	105.34%
支援分	29,817円	91.08%	16,514円	90.59%
介護分	29,718円	86.40%	21,874円	87.22%

○災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が平成30年公布されたことによる改正。

また、東日本大震災時の特例により災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことによる改正。

○幌加内町介護保険条例の一部を改正する条例

医療介護総合確保促進法による介護保険法の一部が改正されたことによる改正。

○幌加内町営住宅管理条例の一部を改正する条例

昭和55年建設の下幌加内団地2棟4戸、内東側に建設している1棟2戸について払い下げをし、今後の跡地については土地利用の計画がないことから、用途廃止をして売り払いとするため条例を改正。

○北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更

○北海道市町村総合事務組合規約の変更

○北海道市町村職員退職手当組合規約の変更

十勝環境複合事務組合が平成30年3月31日、池北三町行政事

務組合、日高地区交通災害共済組合、北空知葬祭組合が平成31年3月31日に解散し、組合から脱退することに伴う改正。

新規条例

○幌加内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

医療介護総合確保促進法により介護保険法の改正があり、市町村に介護支援専門員の充実に係ることを目的に居宅介護支援事業者の指定権限が平成30年4月1日より都道府県から市町村に移譲され、平成31年4月1日から施行することによる新規制定。

計画変更

○幌加内町過疎地域自立促進市町村計画の変更

過疎対策における自立促進を図ることを目的として、平成28年度から平成32年度までの5年間、過疎対策として市町村計画に、観光案内看板改修事業、東三条線舗装及び側溝改修事業を追加する必要が発生したことに伴う変更。

締結

○工事請負契約の締結

契約の目的↓下幌加内線道路改良工事

契約の金額↓5995万円
契約の相手方↓新共開発株式会社
工期↓令和元年6月30日まで

指定管理者の指定

○幌加内町スキー場の指定管理者の指定

指定管理者となる団体↓株式会社ダンケジャパン
指定期間↓令和元年7月1日から令和6年6月30日まで

補正予算

○令和元年度幌加内町一般会計補正予算(第2号)

◎個別業務システム改良業務委託料、外国人介護福祉人材育成支援協議会負担金、ほろかない福祉商品券事業委託料、ほろかない福祉商品券事業補助金、不良空き建築物等撤去促進事業補助金、分館施設設備補助金、ほろたちスキー場管理運営補助金等の増減により、3644万6

000円を追加し、総額42億4149万8000円とした。

質疑 中村議員

外国人介護福祉人材育成支援協議会負担金について、3町から4町で実施されているがこの予算は幌加内の1名分とみて良いのか。

答弁 保健福祉課長

当初予算では幌加内町事業所に1名分を計上していたが、マッチングをおこなった結果、本町を希望する学生が複数人いたため2名とし、本町分が1名の追加となった。

中川議員

ほろかない福祉商品券について、今回は3款民生費からの支出であるが、当初予算では7款商工費で予算を組んでいたと思われる。

この商品券の発行が今年の6月から来年にかけて使用できるが、通常発行している「ほのぼの商品券」と使用時期が重なる時期もあると思われるが、その辺の調整はどの様に考えているのか。

答弁 保健福祉課長

「ほろかない福祉商品券」については、非課税者、2歳以下のお子さんのいる家庭を対象として商品券を発行することから対象者が限定されるので、その辺ですみ分けされると考えている。

購入される方については、既存の商品券も買え、また「ほろかない福祉商品券」も買えることになる。

○令和元年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

◎出産育児一時金、がん検診業務委託料、インフルエンザ予防接種補助金等の増加により、244万6000円を追加し、総額2億115万7000円とした。

○令和元年度幌加内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

◎保険料等負担金の増加により、13万6000円を追加し、総額3160万1000円とした。

○令和元年度幌加内町介護保険特別会計補正予算(第1号)

◎基金積立金介護給付費準備基金、補助金等返還金の増加により、1285万5000円を追加し、総額1億9748万10

00円とした。

○令和元年度幌加内町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○幌加内簡易水道政和地区支線配水管新設工事等の増加により、143万3000円を追加し、総額8474万円とした。

○令和元年度幌加内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○集落マンホールポンプ制御盤更新工事の増加により、669万4000円を追加し、総額8249万4000円とした。

意見書

○新たな過疎対策法の制定に関する意見書案を承認した。

発議

○閉会中の所管事務調査の申し出

議会運営委員会及び総務厚生常任委員会、産建文教常任委員会からの申し出を協議の結果、許可した。

一般質問



市村議員

Q 土木業者の育成について

A 業者と調整を図りながら検討していきたい

Q 現在、町内には4社の土木業者があるが各社とも公共事業が縮減されてきている中、スリム化を図るなど経営努力をしているが、他市町村から比べ融雪が遅く、降雪が早い限られた期間での工事請負では請負量も制限され、経営の向上にも限界がある。

地元の土木業者は公共事業、農地整備、災害対応、委託による町道除雪など本町の社会資本整備、住民の安心と安全な生活に欠くことのできない事業者であるため、その育成が必要である。

夏季以外での事業等の発注を考えると、町道の除雪委託が考えられるが、将来的に直営路線の一部を委託路線に変えるなど、土木業者が1年を通し収益を上げられるようになることも業者育成の手段と考えるが。

町長

A 建設事業を取り巻く環境善傾向を見せているが、資材の高騰や人材の育成・確保といった問題も生じている。

町の単独事業においても、財政状況から十分な工事発注もできず、夏季間の土木事業の増加が見込めないのが現状である。このような中、地元建設業者の育成の一環として、冬季節における町道の除雪委託経費について、負担を少しでも軽減できるようにルールを定め単年度精算方式に変えるなど町としても対応している。

具体的な対応策として、将来的に町道除雪の直営路線の一部を委託発注するなどし、冬季節での収益向上も育成のひとつの方法と思われるが、これについては、過去からもいろいろ問題があった。

直営から委託路線を増やすこ

とによる費用対効果やサービスの低下に繋がらないことが大前提であり、更に除雪委託路線を請け負っている地元業者の除雪車輛の保有数やオペレーターの状況によっては、今以上の路線を対応できるのか。また、地元新規参入業者を求めた場合、どの程度の路線が対応可能なのかなどの調整が必要である。今後、業者と調整を図りながら検討していきたい。

Q 雨竜川における河川整備等について

A 各関係機関と連携を強化し、強力に要望活動を継続していく

Q 近年、台風や集中豪雨により雨竜川が増水し支流も含め田畑への被害が多発しているとともに、河川氾濫による不安を感じる町民も少なくない。

雨竜川については、新雨煙別橋を境に上流が北海道の管理河川で、下流が国の管理河川であると認識している。政和から添牛内間は、小規模河川改修工事

ら上流は未整備なままで大雨の度に農地被害が発生している状況である。

また、国の管理区間においても、堤防は整備されているが、近年の大雨において避難判断水位まで到達するような状況や堤防付近まで増水する箇所も見受けられる。

一方で朱鞠内湖の第2ダムを高上げし、洪水調整機能を持たせる計画もあるようだが、総合的に幌加内町として国や北海道へ、今後どの様に、河川整備を要望していくのか。

町長

A 雨竜川の国、北海道のそれぞれの管轄については、北海道の管轄である新雨煙別橋から政和までの区間は、小規模河川改修事業にて改修工事が進められており、今後も継続的に工事が進められる予定である。

また、政和13線から添牛内地区国道橋までは、雨竜川基幹河川改修工事にて改修済みであり、上流部についても局部的に改修されるよう、北海道へ要望してきた。6月5日、北海道より添牛内地区国道橋上流約11kmの間に改修計画があり、令和2年度から用地測量等が始まるとの情

報提供があった。近く、地権者への事業概要説明会も予定されており、町としても同席するとともに、随時、情報提供を求め、北海道へ工事の早期着工に向け継続要望していく。

次に、上幌加内より下流部については、国の管理河川となっており、この区間の河川整備については、幌加内川及び雨竜川合流点において、1・8mの水位を下げ、平成20年度から平和地区を含め長留内地区上流にかけ河道掘削工事を行っている。平成29年度に改定された雨竜川河川整備計画によれば、その計画期間は概ね20年間とされており、本整備事業についても、国へ継続的に要望している。

また、雨竜第2ダムの嵩上により洪水調整機能を確保し流域の洪水被害の軽減を図るための「雨竜川ダム再生事業」については、国土交通省の国の強靱化計画に基づき、ダム再生事業による治水対策の大きな柱として採択され、昨年度から調査が実施されてきているが、調査の結果、これまでの調査により把握できなかつた地質の状況なども判明し、事業実施に向けより詳細

い調査や技術検討が必要になったとの説明を4月下旬に受けた。当初、予定していた令和2年度中の当町への事務所移転についても今年度の調査を踏まえ、今後の事業検討を進めた上で、再度、移転時期の調整要請があると聞いている。

本事業は、雨竜川のみならず石狩川本流の治水安全度の向上に大きく期待されるものである。北海道開発局と情報共有し、事業の早期着工を国に求めていく。

このように、雨竜川における河川整備等については、雨竜川を管轄する国、北海道が連携し、加えて「雨竜川ダム再生事業」については、北海道電力のご理解とご協力も得なければならぬ。

今後も各関係機関と連携を強化し、今後も強力に要望活動を継続し実施していく。



「雨竜第2ダム」

一般質問



小関議員

Q せいわ温泉ルオンの改修工事について

A 全体的統一感・高級感の演出を図り、利用者の増加に繋げたい

Q 温泉施設は経年により更新時期をむかえているが、施設利用者数も増加傾向であると聞いている。

A 今後の流動人口増加、外国人観光客や道内の周遊観光客の増加も見込まれる中、今年度には改修工事が進められることから利用者の増加に期待している。温泉工事の改修については、どの様に魅力ある改善がされるのか。また工事期間は、どの程度見込んでいるのか。

町長 答弁

A ルオンの入り込み数については、開設当初の平成28年度には2万人まで減ってきている。しかし、指定管理先の幌加内振興公社の人材の補強や営業努力と、観光協会、他の観光施設等との協同による観光客誘致等の成果が発揮され平成30年度は2万3800人まで回復してきた。

また、町民の福祉のために保健福祉課で提供している高齢者の割引等による施設利用者数は平成30年度実績で補助券の使用枚数3584枚となっており、今回のリニューアルで、更に多くの集客を期待している。

Q 改修工事については、多大な予算となるが、今の時期にどの程度必要性があるのか。この改修についての魅力。また、既存の施設からリニューアルしていく姿をどの様にみているのか。

町長 答弁

A 改善内容については、職員研修による接客態度の向上を進めていく。

また、今回の増改築の大きな改修点として、1点目、手打ちそばレストランの和のイメージを強調した空間への改装。2点目、トイレの洋式化によるインバウンド等への対応。3点目、ロビー改修に伴う足湯等の設置と、ゆったりとした買い物空間の演出。4点目、風呂上り後の休憩室の畳部屋以外に、椅子席部屋の改築。5点目、露天風呂の虫対策、段差解消及び、冬の楽しみとしての雪見露天風呂の新設。6点目、照明器具のLED化による照度アップ。7点目、壁紙等の張替えによる清潔感のアップ等がポイントとなっている。

単なる改修工事ではなく、札幌の温泉旅館等のリニューアル実績のあるデザイン会社の協力を得て、全体的統一感、高級感の演出を図り、長くこの施設に滞在していただく工夫をして、利用客の増加及び、一人当たりの食事、お土産等購買単価の増加に繋げて行きたい。

Q 工事期間中は休館になり温泉施設の利用が出来ないと思われる。

利用されている方々にこの期間、どのようなサービスを考えているのか。

答弁

町長

A 休館中の町民利用者へのサービスは、露天風呂の改修を8月からおこなうため、内風呂のみの営業となる。

その後本格的なリニューアルに向けた工事を11月より実施するため、全館を休館する予定である。

の温泉への送迎をするなど、温泉サービスの提供を検討している。

休館中、利用者の皆様には多大なご不便をおかけするが、ご理解とご協力をお願いしたい。

尚、現在配布している温泉の

助成券の取り扱いについては、半年間の休館に伴い使用期間が短くなるが、来年への延長等は考えていない。11月までに使い切っていたらようIP告知端末や広報紙等で周知徹底を図っていく。

また、ルオントは町民保養センターとして地域住民の保養の場でもあり、月に数回程度、ルオントで所持しているバスを使い近隣



改修工事が行われる「ルオント」

Q ゴミ処理の現状について、一般廃棄物最終処分場に持込まれる総量は年間どれくらいか。そのうちリサイクルや資源として活用される物、焼却、埋立にまわされる物は、どれくらいか。埋立処分されるものの内、焼却された後の焼却灰はどれくらいになるか。

A 本町のゴミ処理の現状について、本町の一般廃棄物の総排出量は、年間、約362トンとなっており、そのうち、リサイクル処理されているのが136トン、焼却処理されているのが165トン、直接埋め立て処理されているのが6トン、生ゴミの堆肥化処理されているのが55トンとなっている。焼却、堆肥化の中間処理による減量化量は、182トンとなっており、排出量の50・3パーセントが減量化されている。また、リサイクル

本町の焼却施設についても現在まで点検等を行い、適切な時期に更新、修繕等を行っている。ある程度の長い期間は使用できるものと見込んでいます。次に、本町における更なるゴ

一般質問



中川議員

Q ゴミ処理の現状と更なる減量に向けた取組みについて

A 今後、ゴミの排出マナー、適切な分別排出の向上に努めていく

言われている。現状の埋立地は最終的に、どのくらい使用可能なのか。

また、焼却施設についても、すでに建設から10年以上経過しているが、今後どれくらい使用可能なのか。

今後のゴミ処理の取り組みや焼却、埋立にしても多額のコストがかかっている。国においても各自治体においても、ゴミの減量化など、さまざまな取組みが進められている。本町における、ゴミ処理の現状が他の自治体と比べて遅れているとは思わないが、更なるゴミ減量に向けた取組みが必要ではないか。

答弁

町長

次に、焼却施設について、平成19年11月の供用開始から現在、11年が経過している。焼却施設の耐用年数は、一般的には20年程度といわれているが、建物については50年程度の耐用年数を備えており、また、焼却施設に設置されている各種の設備、機器については、20年程度経過してもなお、部分的な補修で健全な状況で使用可能である。

率は、42・3パーセントとなっており、道内では、16番目の率となっている。

次に、現在の埋立処分場と焼却施設が、あとどれくらい使用可能なのかは、埋立処分場について、昨年7月に行った残容量調査のデータによる計算では、令和7年6月まで使用可能という結果となり、あと約6年間は使用可能と考えている。しかし、今後の埋立量によっては使用期間が変動するのでご理解願いたい。

次に、焼却施設について、平成19年11月の供用開始から現在、11年が経過している。焼却施設の耐用年数は、一般的には20年程度といわれているが、建物については50年程度の耐用年数を備えており、また、焼却施設に設置されている各種の設備、機器については、20年程度経過してもなお、部分的な補修で健全な状況で使用可能である。

次に、焼却施設についても現在まで点検等を行い、適切な時期に更新、修繕等を行っている。ある程度の長い期間は使用できるものと見込んでいます。次に、本町における更なるゴ



現在使用している「焼却施設」

ミの減量に向けた取組について、本町では、平成13年6月から埋立処分場の供用を開始し、町民の皆さんのご協力を頂きながら埋立て処理するゴミの減量を目指し、資源となるゴミの分別徹底を進めてきた。その後、平成16年度からは、それまで直接埋立て処理していた生ゴミの堆肥化に取り組み、平成19年11月にはゴミの焼却施設を建設し、資源ゴミ以外の殆どを焼却することで埋立て処理するゴミの減量化に取り組んできた。現在、最終埋立て処理しているゴミの量は、排出量の7・5パーセントに当たる27トン、この内

訳は直接埋立てゴミ6トン、焼却灰21トンとなっている。このような状況から、今後も現状の処理体制を継続しつつ、マイバック等の積極的な利用を促し、レジ袋の更なる使用削減を図るなどゴミの発生抑制や排出マナー、ゴミの適正な分別排出を向上させるため、ゴミ分別辞典整備などの意識啓発推進に努めていく。現在のところ、新たなゴミ減量化の取組については、検討していない。

また、「バイオマス資源化センターコンポスト施設」が報道されているが、これはゴミを固形燃料化し販売する方式で、民設民営であり、自治体の持ち出しはあく画期的なものであり、人口規模やゴミの量が本町の規模で可能か、あるいは近隣の自治体との連携では可能なかも、今後、大きな施設整備が必要なきときには視野に入れない。



Q 幌加内町の子育て支援は充実していると思われるが、現状としては少子化傾向が進んでおり年間出生数も1桁となっている。人口減少が進み今後、ますます出生数が減っていくと予想される。子育て世帯数が減ってきている中、少しでも子供を増やすためには家庭で子供を増やしても、今以上に安心して子供を育てられる環境づくりが必要と考えられる。私自身も5人の子供を持つ関係で、よく町民の方から子供の多い家庭にもっと手厚く支援

A 幌加内町の子育て支援は充実していると思われ、予防接種の無料化、遺児手当として対象者に中学3年生まで、月額2000円の支給、児童養育手当として第3子から月額8000円を支給するなどを実施している。上川中部9町とは福祉の諸施策情報を交換しているが、この中では本町の子育て支援サービスは充実している方だと思っている。また、「給食費」については、国においても文部科学省が無償化の実施状況を調査するなど、検討している状況にある。



Q 子育て支援の更なる充実について意見を聞きながら、具体的な施策を検討していきたい

A 幌加内町の子育て支援については、保育料の完全無償化、乳幼児医療費助成として、中学3年生までの間、医療費は全額助成、予防接種については、定期の予防接種、任意の予防接種の無料化、遺児手当として対象者に中学3年生まで、月額2000円の支給、児童養育手当として第3子から月額8000円を支給するなどを実施している。

町長 公営住宅の家賃については、以前から収入額を計算する際に、同居親族が多い場合の配慮がされている。子育て支援の更なる充実という質問趣旨を前向きに捉え、本町で子育てする上で、今年度「幌加内町子ども・子育て支援事業計画」の策定に際し、アンケート調査を実施することにしている。保護者の皆様はどういった支援が必要なのか、多くの意見を頂戴したうえで、具体的な施策を検討していきたい。

わたしの一言



中南 裕行さん

「幌加内で同窓会を」

7月の始め、細川町長や中
村議員さんたちの同窓会を幌
加内で開催したそうです。

私はこれを聞いて「これ
だ」と思いました。何が「こ
れだ」と申しますと、町の活
性化につながるかと考えまし
た。

幌加内で中学を卒業すると
云う事は、ほとんどの人は小
学校から中学校まで同じ仲間
で過ごした友達です。卒業し
て何年かまた、何十年かぶり
に幌加内に来ると町の変わり
ように驚く人もいると思いま
す。中には町にふるさと納税
してくれる人もいるかもしれ
ませんし、宴会をすると商店
も潤います。中には宿泊をす
る人もいるかもしれませんが

し、絶対そばを食べて帰ると
思います。

私が中学を卒業した時、同
窓生は70人いました。今幌加
内に残っている人は8名しか
いません。今まで幌加内で同
窓会を開いたのは3回しかあ
りません。

今年は無理かもしれませんが、
来年は是非幌加内で同窓
会をやりとうと思います。

町外者を含め、皆さん幌加
内で同窓会を行いましょ



● 議会事務局からのお願い ●

議長宛の文書や案内状は、議長公務の日程を調整する必要がありますので、
直接議会事務局へ送付願います。

(送付先) 〒074-0492 北海道雨竜郡幌加内町字幌加内 4699 番地
幌加内町議会事務局宛

★ 議会を傍聴してみませんか ★

定例会は3月・6月・9月・12月の年4回開催されます。傍聴の手続きは簡単、
受付簿に「住所」「氏名」を書いていただければ結構です。

予算審査特別委員会は年1回開催されます。

議会の 開催時期

- ・ 第 1 回 定 例 会 3月中旬
- ・ 予算審査特別委員会 3月中旬
- ・ 第 2 回 定 例 会 6月中旬～下旬
- ・ 第 3 回 定 例 会 9月中旬
- ・ 第 4 回 定 例 会 12月中旬～下旬

議会事務局／公民館3階 ☎ 0165-35-2121 (内線373)

創刊 200号

議会だよりは200号を迎えました

幌加内町議会として歩み始めてから40年以上が経ち、議会だよりは第200号を迎えました。

その間に幌加内町を取り巻く環境も大きく変わり、町議会も町民の代表として活発に活動をしてきました。

これまでの、幌加内町を振り返ってみました。

昭和22年 4月30日	終戦後第1回の村議会議員選挙が行われた。 (村名：幌加内村)
昭和34年 9月1日	町政施行となり幌加内町となった。 (町名：幌加内町)
昭和37年 10月10日	新役場庁舎（現在の公民館敷地）が建設。
昭和37年 10月17日	新議事堂で第6回臨時議会が開会される。
昭和40年 1月7日	青年模擬議会が、本町においてはじめて開催された。
昭和42年 1日1日	町民憲章が制定される。
昭和44年 6月	「議会広報」第1号発行。
昭和51年 9月16日	中央公民館が建設され、新議場において第3回定例会が開会される。 ※写真①
昭和57年 5月15日	「ほろかない議会広報」第50号発行。 第2回定例会 (会期：3月11日から15日)
昭和62年 3月11日	第1回定例会で幌加内農高生が議会を傍聴。(10名) ※写真②
平成8年 4月20日	「ほろかない議会広報」第100号発行。 第4回定例会 (会期：12月19日から22日)
平成16年 7月20日	幌加内高校生による模擬議会が開会された。(高校生24名出席) ※写真③
平成20年 9月17日	幌加内小学校6年生が議会を傍聴した。 ※写真④
平成21年 6月	「議会だより」(広報ほろかない)第150号発行。 予算審査特別委員会報告 (委員会：3月11日から12日)

200号までの移り替わり

* 議会広報紙の発行へ

当初、議会広報は「ほろかない議会広報」として、単独で発行していました。

約30年以上、単独で発行をしていましたが、平成20年に行政改革の一環として「ほろかない広報」(5月号)の中で掲載することとなりました。



* 読みやすい紙面へ

「ほろかない議会広報」はB5版サイズでした。その後、平成8年8月20日発行(第98号)からA4サイズに用紙が大きくなったことから、文字が大きくなり視覚的にやさしく、読みやすい紙面づくりとなっています。

* 広報委員会

設置当初は「広報委員会」として活動しており、平成12年3月10日からは、「広報特別委員会」として現在まで、約40年以上活動を行っています。

委員会の人数は、当初から現在まで6名から5名体制で行われています。

